

令和6年度 第1回 高山市児童生徒等の重大事態調査委員会 議事録

【日 時】 令和7年3月28日（金） 10時00分～12時00分

【場 所】 高山市役所 4階 特別会議室

【出席者】 （構成員） 委員長 橋本 治
副委員長 四衢 崇
委 員 高橋 博志
〃 北村 和代

（構成員以外の出席者）

教育長、総合政策部長、教育委員会事務局長、こども未来部長、総合政策課長、若者・女性活躍推進担当監、こども政策課長、こども家庭センター長、教育総務課長、学校教育課長、総合政策課係長、学校教育課職員、総合政策課職員

【会議内容（次第）】

- ・開会
- ・委員及び出席者紹介
- ・議題
 - （1）委員長・副委員長の選出について
 - （2）児童生徒等の重大事態および重大事態に準ずる事案報告（非公開） 資料1
 - （3）問題行動（いじめ）の現状について 資料2
 - （4）心のスクール検討委員会について 資料3

【議事要旨】

総合政策部長 それでは委員会を始めます。本来、議事進行は委員長が行いますが、第4期目となる令和6年度初回の委員会のため、委員長選出までの間、事務局で進行を務めます。それでは、議題（1）委員長・副委員長の選出について、本委員会の設置条例第6条の規定により、委員会に委員長と副委員長を置き、委員のうちから互選により定めることとしています。選任の方法について、皆様にご異議がないようでしたら、事務局の方で提案させていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

各委員 （異議なし）

総合政策部長 それでは第3期目に引き続き、委員長を橋本委員に、副委員長を四衢委員にお願いしたいと思います。よろしいですか。

各委員 （異議なし）

総合政策部長 それでは委員長を橋本委員に、副委員長を四衢委員にお願いします。
本委員会の設置条例第6条第3項に、委員長は委員会を総括し会議の議長となる
とありますので、今後の進行を橋本委員長にお願いします。
橋本委員長、正面の席へ移動をお願いします。

橋本委員長 これからの進行を務めます。時間が限られていますが、委員の皆さまが顔を合わ
せるのは1年ぶりの貴重な機会ですので、闊達な意見交換、また情報共有の場と
なりますよう皆様のご協力をお願いします。
それでは議題に入りますが、議題(2)は、個人情報が含まれていますので、プ
ライバシー保護のため非公開とします。これにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

橋本委員長 異議なしと認め、非公開とします。

(個人情報保護のための非公開部分)

橋本委員長 これより公開に切り替えます。
次に、議題3「問題行動(いじめ)の現状について」、事務局の説明をお願いします。
す。

学校教育課職員 (資料2を説明)

橋本委員長 ただいまの説明について、質問、意見をいただきたいと思います。

高橋委員 様々な取り組みを実施されていて、未然防止の点に力を入れているように感じま
した。それに関連して、高山市ではスクールロイヤーのような、例えば弁護士が
関わったり気軽に弁護士に相談できる体制といったものが整備されているか教
えてください。

学校教育課長 スクールロイヤーについては、学校から相談があった場合まず学校教育課で事
態を把握します。そこから必要に応じて市の顧問弁護士を活用し相談することが
あります。

高橋委員 市の顧問弁護士さんがスクールロイヤーの役割を果たしてくださってるという形になりますか。

学校教育課長 はい。

高橋委員 各学校にスクールロイヤーの担当を配置して、先生から弁護士に直接連絡ができるような、気軽にすぐに繋がるようなことを実施している自治体もあると聞いています。そういった要望があれば我々がお力になれることもあると思いますので、検討される場合はご相談いただければと思います。また、昨今いじめや学校内でのトラブルに警察が関わったり法的な措置を求める保護者も増えていきますし、そういった意識が高まっているところもあります。学校の先生はお子さんの教育に専念していただき、保護者の対応や法的な対応は専門家に任せていただくのが一番ではないかと常々思っています。そういうところに貴重な時間と労力をかけることは勿体ないと思います。すぐ繋がるような関係性を普段から作ることで、我々としても入っていきやすいし、学校の先生方から頼っていただけるのは嬉しいことだと思っています。

四衢委員 先生方のメンタルヘルスについて非常に心配しています。外来に抑うつ状態になった先生がいらっしゃるものが時々あります。話を聞いているとクレームに近い保護者との対応に先生が疲弊してしまっていて、これは本来の先生の仕事ではないと思います。弁護士の先生など外部の方が入ると、もっとスムーズになるのではないかと常々感じています。先生方のメンタルヘルスや、学校自体の環境も改善されるのではないかと思いますので、できれば弁護士の先生のご協力を得ることを検討していただければと思います。今回のことにも関わってくるとは思いますが、子どもや教師、親も含めて、守るという意味でも考えてもらえたらありがたいと思います。

高橋委員 岐阜県弁護士会の子どもの人権センターでは、小中学生に対していじめ予防授業を実施しています。主に小学5、6年生から中学2年生ぐらいまでのお子さんを対象として、各クラスごとに少人数で対応します。我々は弁護士なので人権に関する話や、心のコップやいじめの4層構造などについて授業を行います。例えば多治見市ですと予算を組んで毎年25時間という形でオーダーをいただいたり、地元のライオンズクラブなどが予算を出して各中学校で授業を行うなどの取り組みもしているところです。こちらも行政にアクセスする機会がないため、こういう機会でも留めておいていただけたらと思います。

北村委員 高校では弁護士の先生が頻繁に入っていて大変お世話になっています。やはり先

生方だけではどうにもならないことがあると思いますので専門家を活用していただきたいと思います。

SNSについては、こどもからアンダーグラウンドなことをよく聞く立場にあるためお伝えしておきたいことがあります。様々な研修をされていると思いますが、実際にこどもたちの話を聞くと、こどもたちはネットから詳しい情報を得ていて、例えばオーバードーズの話も、致死量はどのくらいだというような詳しい情報もネットから得ています。また、私達の世代でいうオタクの方たちに聞くと、ネット上のマナーが一番悪いのは小学生だと言っています。ゲームでも何でも分かっていないからです。私が一番怖いと思っているのが、中学3年生の卒業前にLINEの交換を目的として携帯電話を持たせることが多いと聞きますが、携帯電話の所持と同時にLINEやインターネットを始めることが多く、そこからネットのマナーをきっかけとした様々なことが起きていることです。ピックアップ界限やインスタ界限、X（旧ツイッター）界限など様々な媒体がありますが、それぞれに私達がわからない独特のマナーがあります。一番厳しい運用をされているのはX（旧ツイッター）です。例えば、何ヶ月かは日和見しなさいとか、最初から意見を言うてはならないといったマナーがあり、そこでマナーを守らないと「バン」されるということがあります。「バン」はインターネット用語で、例えばゲームでやってはいけないことをやると消される、つまり抜けさせられることを「バン」と言います。高校に入って何が起きているかという、春休みの間に「バン」されたことでとてもショックを受けたり、それを悪いことをしたかのように思ってしまう子がいることです。怖くてそれを言えないから不登校になる子も実際に出ています。高校は定時制や通信にも行っていますがすごく増えています。SNSでメンタル面がやられてしまう子や、人間関係がうまくいかない子が多くみえます。通信に普通級の子が通っていることもあります。小学校、中学校の義務教育は9年で卒業しなければなりません、高校はある程度自由度があります。こども自身3年で卒業するのが怖いという子もあり、4、5年かけて卒業する子もいます。先生方はそれぞれの子に応じて根気よく見守り対応してくださっています。義務教育において何を行えば良いのかはわかりませんが、SNSについては大人でも詐欺に遭う人が多く、私達の知りえないアンダーグラウンドの世界で傷ついたりトラブルにあう可能性はたくさんあると思います。それで不登校になる場合もあるし、罪を背負ってしまう場合もあります。最終的に悪いことをしたと思ってもいいし失敗したと思ってもいいけれど、ネットでトラブルが起こったらすぐに相談しなさいというツールがほしいです。

四衛委員 SNS関係については心配に思っています。資料にパソコン・携帯での誹謗中傷が35件とありますが、いじめの件数はなかなか掘り起こせないものだと思いますが、どういう形で学校は認知していますか。

学校教育課職員 担任やマイサポーターという話しやすい先生に、実は嫌なことがあったと話したり、日記に書いてきたことで認知したということもありますし、保護者からこんなことがあったと言われて認知することもあります。

四衢委員 資料に記載されているいじめの件数といった数が出ているものに関しては、目に見えるものだと思いますが、実際に行動を見て先生が認知するという点では件数としてあげることができるけれども、ネットだと認知は本当に難しく件数としてあがってこないと思うので、そこで上がってこないものを認知していくツールが必要だと思います。LINE相談など様々な手法があると思いますが、岐阜県はどうしているのかと思い県のホームページを見てみました。自殺関係では自殺予防の相談窓口コールセンターやSNS相談がありましたが、いじめのところにはありませんでした。岐阜県がどのような状況かを教えていただければと思います。県のホームページには電話番号が三つほど記載されていましたが、電話番号ですのでこどもは電話をかけないのではないかと思います。ネット上の問題なのでネット上のツールを使う方法でないとなかなか認知していかないのではないかと思います。例えばLINE相談といったSNSを使った相談という形も、今後高山市というよりも県としてあると良いと思いました。またSNSの話に加えて、アバターを使った対応が議会でも出ていたかと思いますが、匿名性がある中で相談というのはSNS対策については非常に有効なのではないかと思いました。SNSだとカミングアウトしやすいとか、自分が特定されないといった通報者の守秘義務がかぶせられやすいというところもあるので、問題を解決しようと思うと実際にいじめがあったかどうかの認知は難しいですが、解決型で考えるとSNSだけでは少し物足りないような感はあります。言えた子はまだ良いと思います。言えない子の方が圧倒的に多いため、とりあえず言えたという場ですね。親や友達には言えないことが言える場、少なくとも心の支えになる場です。解決にはもう少しステップを踏まないと難しいと思いますが、入口として相談できる場をバーチャル空間などのそのような中で確保していくことを考えると良いと思いました。

学校教育課職員 確かにおっしゃるとおりで、いじめSOSダイヤルを設置しておりますが、言えたということだけでもストレス解消のひとつになることもあると思うので、そういったことも考えていければと思います。

橋本委員長 私の方から8点話します。1点目はいじめの認知件数についてです。小学校の件数がずいぶん増えていますが、もし可能でしたら次年度の資料作成の際には学年別の表の提示があると良いと思います。学年別の表と全国の学年別の表とを比較して提示してもらえるとわかりやすいと思います。全国的には低年齢ほど出やすく、上の年齢は見えないと言いながらも、数字が出ていれば指導教育ができます

ので、学年別がわかると良いと思います。

2点目は、被害者と加害者について、加害の方も育てるという意識はとても大事です。一般的には被害の方の相談が多いんですけど、加害の方も大事な市のこどもですのでこれを意識する必要があると思います。

3点目はSNSを介したパソコン携帯の誹謗中傷についてです。3年ぐらい前に高山市のPTA連合会からこのことについて話して欲しいと講演依頼がありました。ちょうどコロナ禍でしたが、コロナ禍で良かったと思ったことは講演が見られない人のためにビデオ配信を全家庭に送ってもらったことです。見ることができる時に見るというこのような方法だと集まらなくてもよいという点が良いと思いました。そのときに一番強調したのは、学校教育を一生懸命やって、家庭も協力して一生懸命やっても、なかなか克服できない情報媒体が多いので、本人のレジリエンスを育てないと扱うことができないということです。どうしても扱うことができないと禁止するしかありませんが、高山市内はレジリエンス教育を実施されてるところもありますが、急に育てると逃げていきますので、メンタル面をだんだん育てるということが必要ではないかと思いました。

4点目は女子のトラブルが多くなってきていることです。これがトラブルで終われば良いですが今年に入って亡くなる子が小中高で戦後最高値となりました。顕著なのはここ5年で女子だけ増えています。男子はずっと横ばいでした。元々2分の1から3分の1の割合だった女子の数値が、とうとう今年小中高とも女子が男子を抜きました。女子だけが増えている原因には様々な影響があると思いますが、いずれにしても多い事案をきちんと見ていかなければならないと思います。

5点目はいじめ防止アドバイザーについてです。これは良い事業でやりたくてもなかなかやれないところが多いです。今回加藤先生が県の会議で別の方に代わられました。引き継がれるのか加藤先生が継続されるのか、わたしが口出すことではないですが、いじめ防止アドバイザーは今後どうされるのかと思いました。

6点目は、ハイパーQ Uについて、せっかくされているので要支援群や要支援群に近いこどもにはぜひ注目してほしいです。かなりの数でいると思います。名古屋市では250万人の全児童生徒について実施しています。理由ははっきりしていますが、名古屋市の規模だと去年愛知県は中高生が自殺で35人亡くなっています。相当数多いですが、名古屋市に限って言うとハイパーQ Uの要支援群が圧倒的に多いです。わかっていても止められないでいます。市によっては使っても対応していないところがありますが、私はぜひ支援した方が良いと思います。

7点目はスクールロイヤーのシステムについてです。導入については様々な形で考えると良いと思います。現在県のいじめの重大事案で極めて難しい案件が3件ありまして、3件ともわたしは関わっていますが、並みではやれないです。全て訴訟弁護に関わっていて、あるところは弁護士さんが4人もいるなど、もう本当に難しいです。飛騨ではそれだけ難しい事案を見たことはありませんが、難しくなりうることもあるので何か工夫ができれば良いと思います。

最後8点目は、先生方のメンタルヘルスについてです。事案が難しくなればなるほど先生方のメンタルが非常に厳しくなります。わたしは県内ほとんどまわっていると思いますが、先生方のお休み率は上がったと思います。先ほど報告のあった案件について私が一番気をつけているのは、ここに関わる先生方のメンタルヘルスです。こどものことをどう解決するかもやりますが、先生方のメンタルを考えてやらないと先生方も対応ができないし、またそれをしないと厳しい時代だとも思っています。これは後ほどまた出てくると思いますので、そこでもお話ができればと思います。

橋本委員長 その他、その他、質問・意見等よろしいですか。それでは次に、議題4「心のスクール検討委員会について」、事務局の説明をお願いします。

学校教育課職員 (資料3を説明)

橋本委員長 ただいまの説明について、質問、意見をいただきたいと思います。

四衢委員 よくわからないところはやりながら形ができてくるのではないかと思います。医療機関で思っているところと先生方が思っているところについて話ができる場が設けられることは有意義だと思います。その中で、どんな内容にするとより良いものになっていくかを全体で検討されていくと良いと思います。

高橋委員 委員会自体は何名程度の委員会になるのでしょうか。

学校教育課職員 現在検討しているところです。

高橋委員 定期的に委員会を開けるようになると、強い味方になるのではないかと思います。委員会メンバーに、県の子ども相談センターの関係者を加えることを検討されても良いのではないかと思います。危機的な状況のこどもの実情を一番知っているのは子ども相談センターだと思いますので、そういう方の意見も聞けると良いのではないかと思います。

橋本委員長 私は良い取り組みだと思います。切り口はどこから入っても教育全体へわたりますので。私がこの道に入ったのは、昔で言うと登校拒否からです。今不登校の相談をしているとメンタル面に関係する子がすごく多いです。発達障がい系も含めると相当数になります。正式なドクターもメンバーに入りますので補うことができると思いますし、どんなふうになるかはこれから改良すれば良いと思います。それに関連して2点お話しします。神経症的登校拒否と昔言われた頃に亡くなる子が結構いました。そこから私は自殺学に入りましたが、年度初めや長期休み明け

というのは、不登校関係も難しいですが、内閣府も示しているように亡くなる子が一番多いときになります。休み明けに実施するなら4月、9月、1月になると思いますが、ただ学校が忙しくてやりにくいかもしれません。または3月、8月、12月に実施して備えるということもできると思います。1年終わった後に考えられても良いと思います。もう1点は、どんなにやっても一部のこどもになる可能性がでてきます。来年度「ここタン」(ICTを活用した心の健康サポート「こころ満タン」)は入れますか?岐阜市ははじめたばかりですが、膨大に集まってくるし全員が相談できますので、こういった全員が相談できるツールを入れるといったセットが良いと私は思いました。

議題はここまでになりますが、他に全体を通してのご意見でもいいのでありますか。

北村委員 小中学校でいじめや問題行動を起こすこどもの家庭環境にも踏み込む環境があれば、できれば福祉に繋げていただき、チーム全体で見ただけだと良いと思います。貧困の問題が先にあると保護者の焦燥や不安であったり、進学にも関わってきますので、ぜひ早めに繋げていただけると嬉しいなと思います。スクールソーシャルワーカーは直接的に繋げてくださることができますので、大変助かっています。是非活用をお願いします。

橋本委員長 その他、その他、質問・意見等よろしいですか。

各委員 (なし)

教育委員会事務局長 以上で、令和6年度第1回高山市児童生徒等の重大事態調査委員会を終了します。ありがとうございました。